

五戸町介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「法施行規則」という。)に定めるもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第115条の45の5第1項の規定による申請は、五戸町介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定申請書(様式第1号)により行うものとする。

(指定事業者の指定)

第3条 町長は、前条に規定する申請があった場合は、法第115条の45の5第2項の規定に基づき指定の適否を審査し、指定をすることを決定したときは当該申請をした者にその旨を通知するものとする。

2 法施行規則第140条の63の7の規定による指定事業者の指定の有効期間は、6年とする。ただし、事業者からの申出により6年未満とすることができる。

(指定の拒否)

第4条 前条第1項に規定する指定事業者の指定については、当該事業者を指定することにより、五戸町介護保険事業計画に規定する地域支援事業に係る計画量を超過する場合又は町における地域支援事業の円滑かつ適切な実施に際し支障が生じる場合においては、これを行わないことができる。

(変更の届出等)

第5条 指定の申請事項の変更の届出にあつては変更届出書(様式第2号)により、事業の廃止、休止又は再開の届出にあつては、廃止・休止・再開届出書(様式第3号)により、それぞれ行うものとする。

(指定の取消し等)

第6条 町長は、法第115条の45の9の規定により指定事業者の指定を取り消したときは、当該指定を取り消した事業者に通知するものとする。

2 町長は、法第115条の45の9の規定により期間を定めて指定事業者の指定の全部又は一

部の効力を停止したときは、指定事業者に通知するものとする。

(指定の更新等)

第7条 指定事業者は、第3条第2項に規定する当該指定の有効期間内に、法第115条の45の6第1項の規定による指定の更新を受けなければならない。

2 指定事業者は、当該指定の有効期間内に指定の更新を受けない場合は、当該指定の効力を失うものとする。

3 指定事業者は、指定の更新を受けようとするときは、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定更新申請書(様式第4号)により町長に申請しなければならない。

4 町長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査して指定の更新の可否を決定し、その旨を通知するものとする。

(事業者情報の公表及び提供)

第8条 町長は、第2条から前条までの規定による指定及び指定の更新、届出の受理、指定の取消し又は効力の停止(以下この条において「指定等」という。)をしたときは、当該指定等に係る事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項を公表するとともに、青森県、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、提供することができる。

(1) 事業所の名称及び所在地

(2) 当該事業所の指定の申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所

(3) 指定年月日及び指定更新年月日並びに指定有効期間満了日

(4) 事業開始年月日(事業廃止年月日、事業休止年月日、事業再開年月日、指定取消年月日又は指定停止年月日)

(5) 運営規程

(6) 介護保険事業所番号

(7) その他町長が適当と認める事項

(雑則)

第9条 この要綱に規定するもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則（平成30年1月25日 告示第1号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（令和元年6月28日 告示第15号）

この要綱は、公布の日から施行する。